

## 第127号議案

新城市職員の育児休業等に関する条例及び新城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

新城市職員の育児休業等に関する条例及び新城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年12月7日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市職員の育児休業等に関する条例及び新城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「9歳」を「12歳」に改める。

- (1) 新城市職員の育児休業等に関する条例（平成17年新城市条例第45号）第23条第1項
- (2) 新城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年新城市条例第220号）第20条第2項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、子の養育に係る職員の休業の取得要件を拡充するため必要があるからである。